

【フィリピン】 日比経済連携協定の関税に関する大統領令

海外立法情報課・遠藤 聡

- * 2008年12月11日、「日比経済連携協定」(JPEPA)が発効した。同協定は2006年9月に調印されていたが、フィリピン側の批准に必要な上院の同意が得られたのは2008年10月8日であった。フィリピンのアロヨ大統領は、同協定の発効に先立つ11月7日、日本製品の輸入関税の削減及び撤廃を可能とする大統領令(Executive Order No.767)に署名した。

フィリピンにおける関税設定権と関税率の変更

現行憲法である「1987年憲法」は、歳出法案、歳入法案及び関税法案等の財政法案について下院の先議権を保障しており(第6条第24節)、大統領に対しては、財政法案の特定項目又は複数の項目についての拒否権を認めている(同条第27節)。一方で、議会は大統領に対して、関税率、輸出入の割当て、トン税、埠頭税及びその他の税を課する権限を付与できるとの規定がある(同条第28節)。

2008年11月7日、アロヨ大統領は、「日比経済連携協定で合意された手続における関税率の削減に関する取決めを実施するために、1978年関税法典において定めた輸入品に関する関税率を変更するための大統領令第767号」に署名した。マルコス政権による戒厳令下(1972年～1981年)に制定された「1978年関税法典」(Presidential Decree No.1464)は、国家経済開発庁(NEDA)の勧告により、関税率の調整、及びその他の輸入制限の撤廃、変更、一時停止又は設定を命じる権限を大統領に与えている(第402条)。

大統領令(第767号)の内容

同大統領令では、日比経済連携協定が、大きな新しい市場を創り、効率を改善し、消費者の福利を強化することで、景気が押し上げられ、両国間だけではなく地域全体の貿易と投資を拡大するものであるとし、両国の個別行程に規定された諸条件に従い、関税の削減又は撤廃を実行することを通して、商品貿易を自由化し、促進していくことを目的としたものであるとしている。一方で、原産地規則(Rules of Origin)に基づき規定される税の徴収についても言及している。

参考文献(インターネット情報はすべて2008年12月16日現在である。)

- ・“Executive Order No.767,” 2008.11.7.
フィリピン大統領府サイト<<http://www.op.gov.ph/directives/EO767.pdf>>
- ・“The Tariff and Customs Code of 1978.” Chan Robles Virtual Law Library サイト
<<http://www.chanrobles.com/presidentialdecreeno1464.htm>>
- ・“GMA issues EO on tariff rates for imports from Japan,” *the Philippines Star*, 2008.11.28.
<<http://www.philstar.com/Article.aspx?ArticleId=419095&publicationSubCategoryId=66>>